



戰時金融策の一断面

教授 森川太郎

近代的大規模戦争の戦費が常道的財政政策又は金融政策のみを以て、充分に賄ひ得られぬことは敢へて云ふまでもないであらう。即ち従来の觀念に依れば、戦費であれ其他何であれ、凡そ政府の支辨する經費の財源は、結局課税か、或ひは一般金融市場よりする借入の二途に依る外はないものとせられた。此事は戦時財政にも當然當嵌まるのであつて、斯くの如き手段に依る戦費の調達が可能にして正統的な方法であるとの一應考へ得られるのである。

然るに課税又は一般市場よりの借入に依つて得られる財源を以てしては、近代戦に特有なる巨額の戦費は到底これを調達するを得ない。勿論増税は戦時中各國に於て多かれ少かれ實行せられるが常であり、又實行せらるべきであるけれども、これより得られる金額は戦費支辨の上より見て決して重視し得べきものではない。一般金融市場よりの借入即ち公債の募集に依つて

得られる額も、唯國民の愛國心に訴ふるのみにては平時より著しく大なるを望み難いであらう。而もこれ等の方法の缺點は即時の場合にはぬことである。増税が實際に其効果を生ずるは凡そ一年後のこと、考へねばならない。従つて斯かる常道的手段に依るのみにては大規模なる長期戦は戦はれ得ない。前大戦勃發の當初に於て、其莫大なる戦費負擔の不可能の故に、戦争は數ヶ月にして終熄すべしと一部經濟學者の間に論ぜられたのも、主として斯くの如き事實の考慮に基くものである。

二

尤も汎く戦費調達の方法として考ふれば、右の常道的手段に準すべき方法が尙他にも存在する。一は其國民經濟の過去の蓄積を喰潰すことであり、他は外國に借款を仰ぐことである。ケインズが、戦費は何れにしても現在の貯蓄のみに依つて賄はれ得ないと述べてゐるのは、半面に斯くの如き財源の存在を指摘せるもの

大正十一年六月十五日發行
昭和十六年六月十日印刷
昭和十六年六月十五日發行
發行所 大阪府東淀川區長柄
大橋二丁目十二番地
關西大學學務局
印刷所 谷口印刷所
編輯人 謝 豐 敏 氏 謹

第 一	戰時金融策の一断面…………… 森川太郎……………(一)
二	「カンタベリー物語」に描かれた… 廣瀬捨三……………(二)
三	「チヨウサリ」の自畫像…………… 山本彌一郎……………(三)
四	時局と川柳…………… 來島志朗……………(四)
五	新刊展望……………(五)
六	校 友……………(六)
七	學 報……………(七)
八	校 友……………(八)
九	校 友……………(九)
十	校 友……………(十)
十一	校 友……………(十一)
十二	校 友……………(十二)
十三	校 友……………(十三)
十四	校 友……………(十四)
十五	校 友……………(十五)

に外ならない。しかし注意すべきは過去の蓄積は多く直ちに其まゝ戦費の支辨に動員し得るものではないことである。即ち人々の貯蓄は一應引出可能な預金、貯金の形に於て保有せられてゐるとしても、其實體は概ね生産設備、諸種の建造物、鐵道其他公共的設備等の形に固定せられてゐるものであり、これ等を直ちに戦費支辨の財源に供することは出来ない、過去の蓄積の中、比較的容易に戦費支辨の爲めに動員し得るものは、金（中央銀行の準備金並びに其他に保存せられる金）及び對外投資を意味する外國証券であらう。これ等の物はこれを外國に賣却し、其代金に依つて戦争遂行に必要な諸物資を外國より買入れることに依り、能く戦費の支辨に充當することが出来る。

就中金は斯かる意味の軍資金として、古來王侯又は政府當局に依つて蓄藏せられることが屢々であつた。イギリスの王室が昔ロンドン塔に貯藏せられた金を戦争の爲めに費消し、ドイツが普佛戦争後リウズ塔に一億二千万マークの金塊を保藏したるが如き、其著しき事例である。又外國証券を動員して戦費を調達する方法は今の大戦に於てイギリスが計画的に行ひつゝあるところであり、即ち同國政府は戦争勃發と同時に外國証券の國有令を發して、必要に應じ民間所有の對外投資証券を買上げ、これをアメリカ市場に於て賣却して以て、軍需品購入の

爲めに必要なドル資金を獲得しつゝある。
次に對外借款即ち外債の募集も、若し可能ならばそれが戦費調達の一手段たることは疑はれ得ない。日露戦争當時、我國の戦費調達がこれに依つて少からず便宜を得たことは既に人の知るところであらう。

然るに斯くの如く、過去の蓄積の動員又は外債の募集に依る戦費調達は、云はば外國の物的資源に依存することであり、従つて如何なる國にとつてもその可能を期待することは出来ない。即ち第一に交戦國にとつて、金又は外國証券の如き形に於ける蓄積が豊富に存するや否や、或ひは第三國が其交戦國に對して果して外債の募集に應ずるや否やが問題である。第二に金又は外國証券を處分し或ひは外債を募集し得て、それに依つて必要なる軍需物資を外國で購入し得たとしても、夫を自國に輸送して現實に戦争の爲めに利用するには更に一の困難が存することを知らねばならぬ。即敵國の封鎖又は襲撃に依つて其軍需物資が滅失又は敵の手に拿捕せられる危険が多分にある。アメリカの援英物資がドイツの潜水艦又は爆撃機の脅威に曝され、蔣政府の外債に依つて買入れた軍需品が、我陸海軍の輸送路遮断に依つて目的地に到達することが困難を極めつゝあることは、日々新聞に依つて報せらるゝが如くであらう。

三

差當り我國始め樞軸國側の事情に就きて云へば、幸か不幸か、これ等の國は其戦費調達を、右に述ぶる如き外國の援助に基礎を置く過去の蓄積又は外債の募集に頼るを得ない状態にある。従つてこれ等の國を中心として云へば戦費調達の方法は、結局國內金融の問題に立戻らざるを得ない。然るに既に述べたる如く戦費を國內的に調達する方法として、課税や公債公募の如き常道的手段では不十分である。其處で戦時財政を賄

ふに際しては多くの場合、茲に常道的と呼ぶ方法に對して權道又は奇道とも稱すべき金融的手段が講ぜられる。即ち何等かの形に於ける通貨造出に財源を求むることこれである。

通貨の造出に戦費の財源が求められる例は決して今日に始まつたことではない。其最も素朴なる形態として、政府自ら不換紙幣を發行する方法が屢々行はれたことは、既に人々の熟知するところであらう。然るに不換政府紙幣の發行は、其事自体の性質よりして、やがて著しき物價騰貴、延いては紙幣の極端なる價值下落を惹起す例が多かつた。今日謂ふところの悪性インフレーションの現象であり、戦敗國は固より戦勝國と雖も戦後此悲劇に見舞れし事例は史上決して稀ではない。従つて小規模の、且つ比較的短期に終る戦争の場合ならば兎に角、長期に亙る大規模戦争の遂行に當つて此方法を採用することは、戦闘力の基礎となる國民經濟の機能を麻痺せしめ、戦線の背後より戦争への國民的努力を崩壊せしめる危険がある。従來通貨造出に依る戦費の調達が所謂インフレーション的方法として甚しく危険視され、常道的なる財政政策より斥けられた所以は即ち茲に在る。

然るに此點に關して近代的金融組織の發達が、極めて伸縮性に富む戦時財政運営の境地を拓きたることを吾々は看過してはならない。即ち知らるゝ如く近時通貨の造出は主に中央銀行の銀行券發行(更に汎く解すれば一般諸銀行の信用創造をも含めてよい)を通じて行はれる。

従つて通貨造出に依る戦費の調達は、近代的金融組織の下に在つては、概ね政府公債の中央銀行引受(中央銀行は其引受けたる政府公債に對して銀行券の發行又は當座預金の設定を行ひ、これを政府の經費支辨に當てる)の形に於て行はれるのが常である。此方法は一見政府自身に依る不換紙幣の發行と同一

時に歸する如くにも考へられるが、其運営宜しきを得れば、著しきインフレーションの禍害を生ぜずして、相當長期に亙り巨額の戦費調達を可能ならしめる點に於て特徴がある。

前大戰に於ても交戦各國は其戦費の調達に當つて多少かれ少かれ此種の方法に依頼した。其戦争に於て外國の財政的支援より遮断せられ、其財政窮乏に依つて戦争の長期繼續を不可能視せられたドイツが、一般の豫想に反し能く四年數ヶ月に亙る長期戦を戦ひ得たのも斯くの如き方法に依る戦費の調達が比較的巧妙に行はれ得た爲めに外ならない。

四

勿論政府公債の引受に依る中央銀行の通貨造出が、インフレーションの禍害を伴はずして行はれ得る爲めには、一の豫備的措置が講せられねばならない。蓋し斯かる通貨の造出は換言すれば金準備に依らざる銀行券の發行であるから、それが引續き相當大規模に行はると豫想せられる場合には、特に國際的流通の側面に於て爲替相場の下落を見越す爲替投機、資本の外國への逃避を誘發し、延いて金の流出を惹起する危険が大である。茲に於て金輸出禁止金兌換停止等一般に金本位停止と稱へられるが一聯の貨幣政策的措置が必要となると同時に金本位の停止は通貨を金の基礎より切離すことであるから、爲替相場の下落は一層助長せられ爲替相場の下落は又國內物價の騰貴に反作用してインフレーションへの危険を増大せしめる。其處で金本位停止に續いては爲替統制又は爲替管理に依つて、爲替相場を適當なる一定の水準に安定せしめるの方法が採られねばならない。爲替管理が益々嚴重化されると、爲替取引の原因となる輸出輸入、即ち外國貿易の上にも統制又は管理の手が自ら延びざるを得ざることとなる。

斯くて金本位停止、爲替管理、貿易統制等の諸政策

が確立せられると、國內の通貨事情は一應國際的的事情よりの影響から遮断せられることが出来、國內事情に基く比較的自由なる通貨政策的操作が可能となる、即ち斯くの如き基礎的條件の上に、上來述べ來つた通貨造出に依る戰費調達も始めて可能となるに至るのである。

さて然らば右の如き條件の下に於て、國內的に通貨造出の方法に依り戰費が調達せられ得るとは如何なる意味であるか。中央銀行の通貨造出に依り政府が戰費支辨の財源を獲得することは明かであるが、その支出に依つて急激なるインフレーションを誘發することがあつては意味をなさない。而して其結果如何は固より通貨側面以外の經濟事情と照合して考へられねばならないのであるが、一應次の如く考へられてよい根據が存するであらう。即ち一國の經濟界に必要とせられる通貨の數量は、夫々の時に於ける物價の高さ及び生産・消費・取引の量的大いさに應じて自ら一定してゐる。故にこれ等の事情にして略同様な限り必要な通貨數量も急に變動することなく、従つて假りに中央銀行に依つて多額の通貨が造出せられ、それが又政府の手に依つて產業界に注ぎ込まれても、經濟界の事情に依つては其大部分が經濟界にとつて不要の通貨となり、自ら發行者たる中央銀行に還流する可能性が多い、而して其通貨の還流は、曩に中央銀行に引受けられた公債の一般金融市場に依る買取りを通じて行はれるから、其處に所謂公債の消化が自らにして行はれる。従つて中央銀行の通貨造出に拘らず通貨數量は著しく増加せず、インフレーションも激發せられないのである。

試みに我國の事情について見れば、昭和十二年七月以降十五年末までに、我政府に依つて發行せられた公債（支那事變公債以外の分を含めて）の總高は約百七十五億七千九百萬圓に上るが、其中約百三

十三億九千九百萬圓までは日銀引受、即ち通貨造出を意味する方法に依つたのである。然るに同期間に右日銀高の内約百二億八千四百萬圓は、日銀より市場に賣却せられたのであつて、其他の公債分を含め此期間に於ける市場の公債消化高は計約百四十四億六千四百萬圓に達し、 23.3% の消化率となつてゐる。尤も差引き日銀の手持ちとなつた三十億圓餘は、それに應じて通貨を膨脹せしめる結果となつたが、宛に角上記の如き巨額の公債が一應通貨造出の形に於て發行せられながら、而も結果より見て其大部分が市場に買取られたこととなり、其何分の一かのみが通貨膨脹を結果せるに過ぎない事實は充分に注意せられねばならない。

最初より市場に於ける募集の方法が採用せられたならば、右の如き巨額の公債が果して募られ得たか否かは、固より著しく疑問である。近代的金融組織の通貨造出機能を通じての戰費調達が、著しく伸縮性に富むことは右の事實に依つても凡そ了得せられ得るであらう。

五

しかし斯く云へばとて、中央銀行の通貨造出に依る戰費の調達が何等の制約にも従はず、無制限に行はれ得ると云ふのではない。成程政府公債と引換に銀行券を供給すること自體は紙幣印刷機の運轉に依つて殆ど無限に行はれ得るであらう。けれども斯くて經濟界に投せられる銀行券は、半面に或條件を伴はなければ、前述の如く公債消化を通じて中央銀行に還流し來ることゝならず、其處に恐るべきインフレーションへの危機が潜在するのである。蓋し造出せられたる通貨は、や

がて政府に依つて主として軍需品の購入其他に支出せられる。従つて斯くの如き通貨の造出が、それに依つて購はるべき財貨の供給と相伴ふ限りに於ては、物價も左程騰貴せず、造出せられた通貨は大部分中央銀行

に還流する結果を見らるであらう。尤も財貨の供給増加に伴つて幾分物價が騰貴し並びに生産・取引高の増大することに依り、流通に用ひらるる通貨數量も或程度膨脹するであらうが、勿論インフレーションと呼ばれるべき程度には達しない。其處で問題とする國民經濟に財貨の供給を増し得る力、即ち一國の生産力乃至生産資源（土地・勞働・資本設備等）に餘裕ある場合には、其限りに於て通貨造出に依る戰費の調達が比較的圓滑に行はれ得ることとなる。

しかし一度これ等生産資源が餘すなく利用せられ、所謂完全雇傭（full-employment）の状態となりて、財貨の供給量が其マキシムに達したる上は、それ以上通貨の造出が行はれても、財貨の供給は最早これに伴はず、従つて急激なる物價の騰貴を生ずる虞れがある。尤も所謂完全雇傭の限界は實際には必ずしも明確なものではなく、又婦人、青少年等非勞働者の動員等に依つて或程度可動的なるものではあるが、いづれにせよ此限界に近づくに従ひ、通貨造出に依る戰費の調達が著しく窮屈となることは争ふを得ない。我國に於ては昭和十二年の半ば頃に於て略此完全雇傭の状態に達したと見られてゐるが、其事は同年に先立つ數年間に於ける公債消化が比較的圓滑であつたこと、及び其後に於ける同様の過程に種々の支障の生じ來つたことに依つても、凡そ推察せられ得るであらう。

更に通貨造出政策が提起する今一つの問題は、これに依つて國民の貨幣所得が著しく増大することである。即ち造出せられた通貨は一應軍需品其他財貨の購入に用ひられるにしても、それは結局其財貨の生産供給に關與した人々の所得に歸し、更に轉々して他の人々の所得を増す關係にあるからである。勿論此時國民所得の増加することは、従つて國民貯蓄を増大せしめる主要原因となり、延いて公債消化を可能ならしめる素因となつてゐるのであるが、同時に又それが國民の

「カンタベリ物語」に描かれた

チヨースーの自畫像

助教授 廣瀬捨三

カンタベリ寺院に詣でんものと四月十六日夜ロンドン南郊サザークの陣羽織館 (Tardant Inn) へ集つた總勢二十九人は直ちに相談が纏つて旅の苦樂を共にしやうと約束する。そして宿の主人も一行に加はり、途中の徒然に一同がする物語の審判役となつて、一行を統率してゆくのである。

さて第二日四月十八日の朝は既に十時になつて宿の主人は時間の貴重なことを一くさり述べてから

一行

中の辯護士 (Man of Lawe) に約束通り何か話をと促す。そこで辯護士口を開いて己が話の拙いことと共にチヨースー (Geoffrey Chaucer) の噂をする。

しかし乍らほんとに

私は今有益な話は出来ません

しかしチヨースーは韻律について

又上手に押韻することはほんの駆け出しですが

御承知のやうに彼の知れる英語で

昔の話を語つてをります。

皆さん、もし彼が一つの書物でそれらを

云はない時は他の書物で申してあります。

といふのは彼はオヴイッドがあの古い

書翰集に記述してゐるより以上の

戀人達のことをここかしこで述べてあります。

彼等のことはもう物語られてゐるから

どうして私が申しませうか。

若い時彼は「セイクスとハルシオネ」を作りました。

其後彼はこれ等の氣高い人妻や

戀人たちのことを語りました。

「戀神に殉じた聖者傳」と呼ばれる

彼の大きな本を捜す人は誰でも

ルクレチヤやバビロンのシスベの

大きく開いた傷口や

不實なアエネアスの爲に(自殺した)デイドの劍

愛人デモフォンの爲にフィリスの(縊りし)木

デヤニラやヘルミオネ、

又アリアドネやヒブシビレの怨み言、

海中に屹立する不毛の島、

戀人ヘロの爲溺死したレアンダー、

ヘレンの涙やブリセイスマ

汝ラオダミアの悲歎、

戀に不實なりしヤソンの爲に

己が幼ない子供を縊つた

女王メデアの殘忍を見ることが出来る。

あゝ、ヒュペルムネストラ、ペネローペ、アルセスマ

ティスマ、

あなた方の婦徳を彼は力一つばい褒めてあります。

(B45-76)

「The Book of Divesse」(公爵夫人の書)の中に「Ceyx and Alcion (B57=Ceyx and Haley-one) の物語は今獨立したものとては殘つてをらず

消費需要をも少からず増大せしむるものなることも忘れられてはならない。要言すれば通貨造出に依つて政府の軍事需要が著るしく増大する時に、國民の消費需要も亦大いに増す傾向があるのである。

然るに財貨の供給増加に充用し得る生産資源には凡そ限度がある。軍需品の需要を益多く満たさんとすれば、他面それだけ消費財の供給は減少せざるを得ない。要するに「人は菓子を取残して置き同時にそれを喰べること出来ない (You cannot have your cake and eat it too.)」茲に於て戦争財政が或期間繼續したる後に於ては、増大する消費需要に對してより少き消費財の供給が對向する状態を生ずることは蓋し止むを得ない。これを放置すれば著大なる物價騰貴、悪性インフレーションは不可避免である。故に此段階に於てはあらゆる手段を盡しての低物價政策、或ひは生活必需品に對しての割當制度等が強行せられねばならない。我國に於て昭和十四年の九・一八物價停止令以後、種々の物價抑制策マツチ、砂糖、木炭、米等に對する切符制度、配給制度等の實施せられつゝあるは即ち此故である。

と同時に國民全體として少からず貨幣所得が増加し居り、人々の手に相當購買力の餘裕が存することも亦看過せられてはならない。これ等餘剰の購買力はこれを適當に吸収固定せしめるのでなければ、消費財の物價を高めるか、或ひは公定價格、消費割當の行はれざる諸商品の價格騰貴に作用するか、或ひは所謂關稅場關取引の横行を結果するであらう。既に貯蓄奨励の爲めに種々の方策が講ぜられてゐるが、當面必要なる程度の購買力吸収を實現するには尙不十分なる感あるを免れない。今日強制貯蓄、俸給通帳拂等の諸方法が此目的の爲めに議せられつゝある所以は茲にある。

低物價政策、購買力吸収政策等當面問題となれる諸政策につきて、具體的に論すべき點は尙多々あらう。しかし茲には今日進められつゝある戰時金融策の一基礎を以上簡説するに止める。

挿話として含まれたもの(同書63-220)。The Scenes Legend of Cupyle (B61) は普通 "The Legend of Good Women" (善女傳) として知られてゐるもので題名の示す如く戀に殉じた

善女

の事を記してゐるが、こゝに列挙してある全部の話はなくて、十人だけの話で最後の話は未定である。そしてこゝに列挙してある内八人即ち Thise, Dido, Hypsipyle and Medea (これは二人で Lucetia, Ariadne, Phyllis, Hypernestra (この話は未完) の話ばかり Alceas はその Prologue (序の歌) に出づから。他にこの名を擧げてなく Cleopatra と Philomena とがあつて、實際は都合十人九話に序の歌がついてゐるのである。これを思ふとチヨーサーはこの辯護士の言葉を執筆中には恐らく「善女傳」の方も執筆腹案中であつたものと思はれる「チヨーサーはいち早く己が著作をこゝで豫告したのだが、出来上つたものはこれとはかなり異つたものになつたわけである。更に辯護士は言葉を續け Canace と Antiochus のことを述べた (B77-88)

だから彼、チヨーサーは熟考してその著作中にそんな天理に反した嫌惡すべきもの一つも書いてをりません。私も出来るなら繰返したくありません。

(B86-89)

辯護士は斯様な話はチヨーサーの爲さざる所と暗にチヨーサーの作品の高尙なることを匂はした。しかしこの一節はチヨーサーがさしあたりジョン・ガワー (John Gower) に對する當際に書いたものらしい。何故ならこの二つの話はガワーの作品中にあるからである。Gower は次のやうに想像してゐる。即ちチヨーサーが「辯護士の物語」(ローマ皇帝の皇女コンスタンスの異教徒に二回嫁する苦難の物語で、危急の

際はずいぶん神の奇蹟によつて救はれる。これは Anglo-Norman で書かれた Nicholas Trivet の "Chronicle" に出づる話で、これをチヨーサーは種本としたものである。)を書いたのが二三八〇年頃、又それより先で、その寫本を友人ガワーに貸與した。ガワーは當時二三八二年から八五年頃、Confessio Amantis (戀する者の告白) を作つてゐたが、その第二卷で丁度この話(チヨーサーと同じ前記の Nicholas Trivet の "Chronicle" を種本として)を書きつてチヨーサーを處々(眞似た)。そして "Confessio Amantis" の末尾にチヨーサーに對する讃辭を女神ウイナスの口を藉りて述べたチヨーサーはこれに氣を悪くして二三八七年「辯護士の物語」を訂正して前掲の一節を附したのだといふ。こゝに、Canace の物語は "Confessio Amantis" 第三卷(43-336)にあり Antiochus 王のことを述べた "タイアのアポロニウス" (Apollonius of Tyre) の話は "Gesta Romanorum" のラテン語本第一五三話にもあり Shakespeare の "Pericles, Prince of Tyre" にも取扱はれてゐる。)は同書第八卷(271-2008)にある。次いでガワーも二二九二-九三年間に "Confessio Amantis" を改訂して、その末尾のチヨーサーに對する言及を削つてしまつた。二人の友情の疎隔になつたといふ想像説はかういふ點から起るのである。

チヨーサーは辯護士の口を藉りて巧みに

自己

宣傳をしたが、この彼も一行二十九名中に加つてカンタベリへ行く趣向にした。この巡禮者としてのチヨーサーは村夫子然としてゐて振はない存在である。一行の統率者である宿の主人はこのチヨーサーを見て曰く

「お前さんは誰かね」と彼が云つた。

「野兎でも見つけやうとしてゐなされるかね、だつていつも地面ばかり見つけてをられるから。」

さあ、もつとこちらへ来て陽氣になさいよ。皆さん方、道を譲つてこの方を入れてあげなさい。この方は腰の周りは私と同じ位だ。小柄の可愛い顔の……に抱かれるとさぞお人形のやうでせうな。

この方は動作が内氣なやうだ、だから誰とも無駄口をきかれない。

「ああ、他の人も話したのだから何か話しなさい。我々に陽氣な話をして下さい、すぐに。」

「御主人」と私が云つた。どうか御不満でないやうに久しい前に學んだ詩の他に

私はどんな他の話も出来ないのですから。「それで結構」と彼が云つた。「お前さんの顔付を見ても何か愉快な事を聞かしてくれさうだ。」

(B1885-1901)

ここに述べてある如く (B1890) チヨーサーが宿の主人と同じく晩年に體肥満であつたことは、彼の一三九三年の作とされる "Tomoy de Chaucer a Soogan" (チヨーサーのスコーガンに送る詩) にも言及がある(31)。又ここにはチヨーサーが非常に内氣なやうに記されてゐるが、初め Tabard Inn へ落合つた時には要するに日が沈んでから私は彼等の一人一人と話をししてすぐ彼等の仲間となつた。

(A30-32)

とある。實生活に於ては外交官等を勤め、工事監督にも携つたのであるから、むしろこの方が實際のチヨーサーに近いことであらう。さて折角期待されたチヨーサーの物語は一向面白くないのである。語るは

俗悪

な浪花節の如く晝には開けない代物であるチヨーサーは當時の遊吟詩人の口調を眞似

てサー・トマス (Sir Thomas) なる騎士の武勇物語を始める(この話については研究論)。あまり上品な趣味を期待し得ない宿の主人もこれにはたまり兼ねたと見えて、「もう結構だ、神かけて」と

わが主人は云つた「お前さんの無駄話でわしは飽き飽きしてしまつて、

何卒神様私の魂を祝福して下さい、

わしの耳はお前のくだらん話でつき／＼痛む。

そんな歌は悪魔に渡したいものだ。

これはよくも下手くその歌だ」と彼は云つた。

「何故さうなんです」と私は云つた「何故私に

他の人と同じやうに話をさして下さらないのです

これは私の知つてゐる一番よい歌ですのに。」

「神かけて」と彼は云つた「ありてい、一口に云へば

あなたの下手くその歌は一片の肥料の價値もない。

あなたは時間を浪費するばかりだ。

一言で云へばもう歌は止めておきなさい。

あなたはロマンス風に何か話してくれるか、

又少くとも何か散文で、その中に

愉快なことや教訓のあるのを話してくれないか。」

(B2109-2125)

Sir Thomas の物語に於てチョーサーは當時のロマンス類の形式内容を真似て、その parody を作つたのであるが、當時フランス及びイギリスの宮廷に於てフランスの騎士は嘲笑の的であつたといはれてゐるので、この話では主人公をフランス生れとしてこの型の代表としたのであると Mandy は云つてゐる。いづれにせよ「カンタベリー物語」の作者であるチョーサーが作中に於ては一行中で最も下手な詩しか話せなかつたのは皮肉なことである。ついで乍ら G. N. Chertonten の點に關し面白く見解を述べらる。(彼

① "Chaucer" pp. 20-23(参照)

つてチョーサーはまた彼の文學者としての我々の期待を裏切つて散文を以て心學道話流の長談議「メリベウスの話」(The Tale of Melibee)を始め、この話は「Le Livre de Melibee et de Dame Prudence」と題するフランス語の單なる翻譯(それも忠實とは限らぬ)である。このフランス語の方は Jean de Meung 又は Renaud de Louens の手に成つたものと思われるが、これも亦ラテン語で書かれた「Liber Consolations et Consilii」と題するものの省略や變更を加へた翻譯で、原作者は Lombardy の Brescia 裁判官である Albertano (一一九二年頃—一二五〇年頃)で一二四六年五月完成したといはれる。

♪

話の骨子はメリベウスと呼ぶ權力あり富める若者が或日野へ遊びに出る間に三人の敵が家へ侵入し、彼の妻ブルデンスを傷け、娘ソフィに瀕死の重傷を負はせ逃したので、彼は直ちに老若附近の者、昔の敵をも集めて大會議を開き、彼の意志通り開戦して復讐せんと決議される。これを妻ブルデンスがその非なることを、古今の聖賢の言を博引旁證して論駁し、メリベウスも亦之に應じたが、遂に妻の言に服し、敵を膝下に哀を乞はしめて許すといふ筋である。話の筋はこれだけであるが全篇、聖書(殊に詩篇、箴言、又は Apocrypha からの引用も多し) Seneca, Dionysius Cato, Cicero, Ovid, Innocent III, Pamphilus, Petrus Alphonsus, Casiodorus, Saint Gregory 等よりの金言名句を應接にいとまな程録めた一の教訓談である。しかし勿論これは原文に既に引用してあるのをチョーサーは單に譯したに過ぎない。或批評家が云ふのに「サー・トマスの物語」を中斷されたので、チョーサーは腹癢せに冗長な「メリベウスの物語」を語つたのだと。又チョーサーの散文は彼の詩よりも重々しく、この物語の道德的教訓は平凡で飽き飽きす

る程教切型である。これは現代の讀者ならば誰でも賛成する所であるが時代の相違、趣味の變遷も考慮に入れねばならない。先づ何よりも「われ／＼」の話の審査人にして判定者(Asia)である宿の主人の評を聞いてみやう。彼は當時一般の思想趣味に對する有力な代辯者であるから。

私のメリベウス、ブルデンス及び

彼女の温良なことの話が終りますと

我々の主人が云ふのに「わしは信心深い男だから

マドリアン聖者の尊い御體にかけて

わしはビール一樽買ふより

わしの女房ゴールドリーフにこの話を聞かしてやりた

い。

何故つてあいつにはこのメリベウスの妻

ブルデンスのやうな辛抱が少しもないから。

(B3079-86)

以下滔滔とわが家の petition government を歎ずること二十數行。いやこんなことは止して一行中の修道僧に何か話をと促すのである。巡禮道中に於ては一行の Governour (Asia 指揮者) であり、先にはチョーサーの話を無遠慮に中斷した宿の主人のこの言葉は當時に於けるこの話の評價と見ることが出来る。當時一般民衆の教育の普及などは未だ思ひもよらず、書物は寫本であつて容易に入手し難い。晩年チョーサーは書間の劇務から解放されると早速家へ歸つて、石の如く黙々と視力の霞むまでも古今の

典籍

に眼を曝し(The Hours of Fame, 652-658) 殆んどなく (The Legend of Good Women, B-text, 33-35) と云つてゐる程の bibliomania であるが、その彼で約六十冊の書物しか持つてゐなかつたとい

ふ (Ibid. A-text, 273-277)。同一一行中に加つてゐる

(Ibid. A-text, 273-277)。同一一行中に加つてゐる

(Ibid. A-text, 273-277)

(Ibid. A-text, 273-277)

時局と川柳

山本彌一郎

川柳が大眾性を多分に持つた短詩型であり、大眾としての町人を單位として二百餘年の歴史を有し、今日の川柳界に到つてゐることは周知のことである。

川柳が諷刺文學として、その存在を謳歌せるは、封建時代といふ時代的範疇に律せられたる、到つて狭い範圍にのみ限られ、その性格も鋭角尖鋭であり、時相を反映しつゝ光彩を放つてゐたのである。

町人藝術

として社會の底流にある意欲を満喫すべき直截簡明なる型態の便宜が、自然に愛好せられたのである。そこには高踏的な思考もなく、詩的制約も要求せられず、寧ろ皮相なる觀察を以つてよしとする川柳觀が育成せられたのである。左に二三の例を上げて見やう。

豊臣秀吉

御出陣猿の顔へ龍をめし

淀君

淀君は帳台淺く出てしやべり

赤穂義士

引導をつつ込みにする泉岳寺

深草少将

惚れ帳を九十九夜目に消して置き

紫式部

石山でつくねんとした美しさ

など古句は辛辣に批判を試みる。従つて總ゆるものについでの見方、觀察はそうした方向に伸び、弄せられぬたのである。

川柳の聖典「柳樽」に纏められたる、川柳の集積はそれらの時代的風俗、人情、習慣、言語により世情

を詠じ諷刺されてゐるが、時流の變遷を伺ふに足る資料としての存在を失はないのである。

川柳が單なる諷刺文學としての成長は時世の波に伸びきれず、明治時代の川柳復興を期として漸く變貌を示してゐたが、大正時代より昭和の初年にかけて、川柳の本質的な研究が續けられ、眞面目なる作句態度こそ眞の川柳的歩みなりといふ觀點により、生活と川柳を結合させ、その獨自の型態と制約的自由により一層大眾性へ邁進したのである。更に進んでは、所謂長識階級により

新らしい 感覺による文化性が植を付けられ 嗜み合つて鐵よ鐵の匂ひがする 町二 君見給へ蓬稜草が伸びてゐる 路耶 返子よさらばと落で下駄を洗つて來た 雨迷 冬月は尖る ロシアへ尿向けん 全

などの句が川柳として呼吸する様になつた。斯くの如く、その認識に於いて雲泥の差違を示したる川柳觀に立脚して、川柳が眞剣に物語られ作句されつゝある現状から、時局に對する觀點も自からそれに順應したるものゝ産れ出ることには當然である。

待つたなしの歩に刺されたる犬養毅 路耶 當時の模様を直截的に纏められて餘さない。もとゝ時局を詠じる川柳は至極のことに屬する。表現方法にしても、作句そのものゝ川柳的價値にしても、時局と結びつくことによつてハンデーを感じるからである。

近衛首相放送 首相放送一億胸を打つて起ち 三太郎 作者は近衛首相の放送に尙かに捧ぐと題して誠心誠意の作句である、また

われ神を見たり白衣の列つづく 三太郎 同じ作者の敬虔なる作句態度に思はず襟を正さずには

おられない。されば日本に於ける川柳界の指導者が、既に右の如く眞摯敢闘をしてゐるのであるから、戦線に或ひは銃後に、生活の記録として、尊き體驗を活かしつゝあることは勿論であり、それら戦線の句、銃後の句が毎月専門柳誌上を飾りつゝある。

支那の地を赤く染めつゝ我征けり 歩哨線銃剣のもとチロリ鳴く 其他一句は一句の生命力をたゞへ、諷刺文學の概念性すら見られぬ様になつたのは當然なのである。川柳が

大衆性を 有することは、かへつて川柳を誤解せしめる、時局に便乗すべく宣傳に利用せられ、街頭に或は電車の中に標語として、近來めきと活躍してゐる十七文字は、川柳的型態を以つて、民衆の前に現はれ、呼びかけてゐる。川柳として満足すべきものも多々あるが、川柳だといふ感じを以つて受け入れてゐる人は多くない様である。畢竟、川柳愛好者にして見れば、大眾と川柳を思ひ合せ、時局の爲めに川柳奉公の誠を致すことの出来るゆゑを感激して眺めつゝあるのである。俳句にしろ、短歌にしろ、時局を物語る點について徑庭のあらう筈とてなく、只川柳が特種文學として成長した過去の性格を、其の本質的な變貌により世人の期待を幾分裏切つた現實である

時局は流れる、作句も續けられる、だから今こゝに幾百の例句を擧げてみたところで所詮は文字の羅列となるばかりであるが、時局下の川柳の指標が、眞剣にしかも純然たる詩的要素の上に築かれて行くことは事實である。けれども川柳と縁の遠い人士に、この現實を物語つても或ひは反響は鈍いことかと思ふばかりである。

人去りてひと時侘し部屋の間 雨迷

（筆者は校友、大正十一年專商卒、川柳研究家）

新刊 三つの支那論 來島 志朗

内外に亘る様々な原因に基いて、一つの國家が艱難の道を進んで國情は闇冥の靈に掩はれるとき、人々は思ひを自國文化の端初に潜め、内に於ては古典及古典文化の精神を回顧し、外に於てはその原因のよつて生ずる相手の國との古典を通じて醸し出された現代の精神を辨へ、將來を豫測し、これに對處する方策を探索する。

昭和十三年夏、かねてより深き造詣と鋭い倫理を振磨して近代資本主義文化の倫理を繞る諸問題への検討のメスの成果を「經濟倫理の構造」と題する著述を通じて發表せられた杉村廣藏博士は間もなく中文の經濟復興といふ大きな國家的使命を擔つて渡支されたのであつた。それ以來多忙な職務に従事されながら、尙且つ各種の新聞雜誌の爲めに應じて數々の現地報告的雄篇を故國に送つて居られる博士は、最近「われらと支那の現實」以下三編、二十九題の論稿を集めて「支那の現實と日本」——岩波刊、〇〇〇——と題する著述を新刊書架に加へられた。

博士はこの書に於て今日いはいゆる現地工作にしたがつてゐる同胞の活動を通じて、多少とも支那の經濟乃至は社會の現實をかへりみることに努め、又そ

來島 志朗

の反面に於てかの邦の社會文化に接觸することによつて、目立つ様になつた。日本人的生活態度を觀察して見ようとして居り、この間幾分たりとも、われわれ日本人の世界觀乃至はその文化哲學とも言ふべきものを描き出そうと努めて居られる。

我々は今日、西洋の文明精神についてすぐれた理解をもつようになつてゐるにも不拘、しかもなほ東洋に關しては案外反省が足りぬ結果、西洋が自分たちの生活感情と相容れない氣分がしたとき直ちに「東洋と西洋」を云々することになり勝ちである。しかし日本的と支那的との對立を超へた綜合を見出すことは、一般に考へられるほど、しかく單純なものではないし、またそれほど容易なことでもない。東洋文化の綜合的全體を築き上げる企ては、おそらくは「東洋と西洋」の綜合文化をつくり出す努力をはなれては不可能なことであらう。この意味に於て本著の持つ支那論への創造的寄與は大きいと言ふことが出来やう。

かやうな經濟學者の論稿に對して現代支那新政權の持つ勝れた法理論家揚鴻烈氏（汪政權宣傳部編審主任）の論文「中日文化交流の回顧と展望」——東亞聯盟叢

書——立命館出版部刊一、二〇〇——がある。

著者の法理論家としての業績は既にこの國の法學界の一權威に依つて注目されやうとしてゐる（小野清一郎博士）が私も並に別の箇所で彼の支那法理論界に於ける地位を指摘したことがあつた

（本大學新聞 第九四五號）
昭和十五年二月四日號一

揚氏は言ふ「我々中國及び日本の朝野當局が東亞永久の平和と中日二大民族の互に相諒解し、互に相尊敬する」基礎の上に建設されなければならぬことを深く悟り、一刻も容赦することなく兩國文化の交流作用を發動し、又は促進して眞實の「中日親善」と「共存共榮の理想」を實現すべきである。

瀧川政治郎著「法律から見た支那國民性」——大同印書館發行一、六〇——

「支那國民性がいかなるものであるかは此等専門家の眞摯なる研究の成果を、重ね寫眞の如く積み重ねて、異を去り同を採つて初めてその輪廓を窺ふべきものである。然るに今日日本の一般知識階級が普通適當なる人生觀はおるか、一般常識さへも疑はれる一部偏狹の漢學者から説を聴いたり、何の専門も持たなす所謂支那通の連中から一かど通ぶつた話を聞いて、支那の國民性はこんなものと早合點してゐるのは嘆かましい極みである。

日支兩國國民が鉅戟の間に見えなければならなくなつた今回の不幸なる事件も、極言すれば彼等支那通が國を誤つた結果だも言へる。今日支那の問題は、日本國民

全體の問題とすべき問題であつて、一部の支那通のみの論すべき問題ではなからうといみじくも言はれる新京法政大學の瀧川教授は並に「支那法制史研究」——有斐閣刊——を世に送られて過去十數年來に渉る貴きかの國法制史上の業績を世に問はれた。茲に收められた諸論稿の外に教授がかつて東京日々新聞及び雑誌「現地報告」を通じて發表せられた「法律に現れた支那國民性」外九篇を一括して「法律から見た支那國民性」——と題して吾々に示された。

本書は教授の主宰せられる「中國法制調査會」の出版にかゝるものであり、並に教授が「日本法理研究會」叢書の一冊として發表せられ、且又現地報告にも書かれた「日本法理と支那法理」は本書の第二編をなしてゐる。

教授の支那法研究の經歷は既に古いばかりでなく、現在に於ては我法學界の此方面に於ける最高權威であることは自他に異論がないところであらう。本書は博士の法理論を堂々と宣明したものでなく、極めて自由な立場から、自ら捉へて題材を中心として支那法への概觀を興へようとする好エッセイ集である。

× × ×



學内報

青少年學生に賜りたる

勅語奉讀式

一昨年、異くも青少年學生に勅語奉讀式を日下し賜はりたる。勅語奉讀式は五月二十二日午前九時天六學舎、午後一時千里山學舎に於て夫々舉行、青年學生に勅語を讀み、其後分列式を展開して本學舎の祝宴を宣明した。

報國團剛健旅行

◇大連發祥

五月三日報國團初の事業として行はれた大連發祥科剛健旅行はコースを多武峯、談山神社ととり發祥と行はれた。又報國團役員は五月三十一日、六月一日兩日にわたり海北妙心寺に報國後援會を行つた。

◇専門部第一節

五月三十日、東京方面より石清水入禮へ副團旅行をしたが、社員元氣に全コースを踏破、有意義に終つた。

◇専門部第二節

醫學及文學の面例事業の一として行はれた。また學生大會は報國團論議院となつて終

線部主催の下に副團旅行として舉行、六月八日京都平安神宮より近江神宮に向つて行はれ参加社員元氣に踏破した。

尚ほ五月三、四日には専門部第一節同第二節報國團役員は櫻風神宮遊藝場に宿泊修練を行つた。

異国 勤勞報國隊派遣

文部省よりの指令により年々滿蒙北支の地に派遣せられ、國防の第一線であつてその重要なる任務に就いて来た勤勞報國隊は本年も同様本學より夫々専門部十名、理科五名、専門部五名計二十名を派遣する事に決しその人選を急いでゐる。

人事異動

依願解職(三月三十一日付)

依願解職(三月三十一日付) 平田 夏吉

任職生主事(四月十七日付)

任職科務員(五月一日付)

任職記帳部事務員(五月一日付)

任職記帳部事務員(五月一日付)

任職記帳部事務員(五月一日付)

任職記帳部事務員(五月一日付)

依願解職(五月一日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

依願解職(五月八日付)

デヴィー女史を圍む

講演會座談會を聞か

日 印 同 志 會

東亞問題特に最近では印度問題は最要視せられて来たが去る六月十日米國より歸印の途、立ちよつた印度婦人雜誌編輯者印會派派幹事、ヨモラ・デヴィー女史を迎へ本學吉田、川上兩教授の發給で講演會、座談會を開催したが、當日通譯には人も知る「ニ・ニ・サハイ」氏である。

「印度はいま未會育の危懼である……われは英國の暴行に對して最後まで闘ふであらう。そして我々はたゞ通信出来るのは印度の平和のみである……」と結ぶは川上教授立つて當譯會の報國團結成後に於ける最初の學藝的成果に就いて言及、多大の感銘を與へた。

次いで座談會に移り、學生側からの各種の質問に對して一々明確な解答が與へられて印度問題に對する正常な認識を養ふところがあつた。

二十二年校會



二十二年校會

入學紀念會の發給品を以て大
三七の四の式給禮

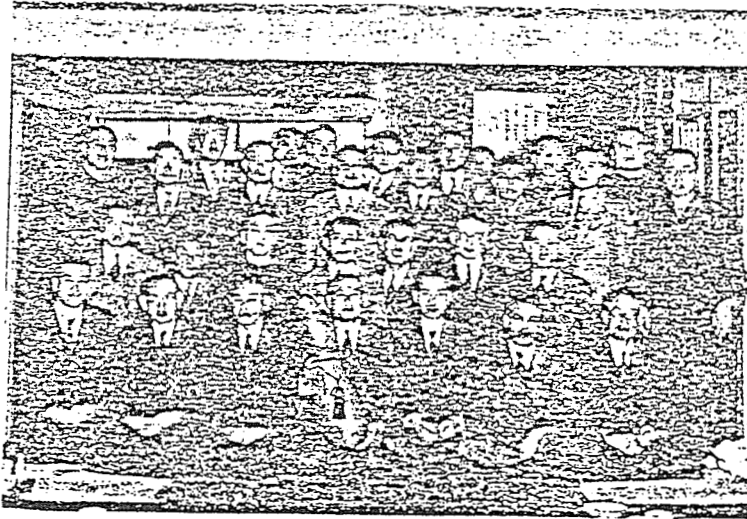
校友

大阪支部春季總會

大阪支部の春季總會は五月二十五日(日)開催、折々春雨に降る中を京阪天満驛に午前八時半集合、京都三條、浪大津にて電車を乗替へた一行はまづ官幣大社近江神宮に参拜、ついで官幣大社日吉神社に参拜して空翠の萬葉を新念し、出征皇軍将士の武運長久を祈願の後、幽遠なる溪流のほとり、日吉山荘にて新緑を賞し、溪壑に耳を傾けて宴食を共にした。午後は近江入景の一、唐崎の松にて琵琶湖湖巡行船に乗り、湖上の景緻を賞して船は大津、葛津松原、瀬田をすぎ四時石山に着、又本日官神社より電車にて直行の諸君と共に石山寺に詣り、四時半宴會場三日月様に集り、五時より總會、先づ支部長内藤正副兵立ち上り挨拶を兼ねて會務部會計の報告をなし、理事として大學の近況を述べ、新しく専務理事に就任された六角家治氏を紹介した。午後に、仁の挨拶ありて開宴、時局形勢などがもつと、朗かに心を温めて歓談し、七時宴會場に閉會した。

因に當日の出席者は左の通りである。

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 今田 光臣 | 渡田 高藏 | 一 徹 景吉 | 馬場 弘道 |
| 橋本 隆藏 | 西本 又一 | 岡田金三郎 | 柳木 浩哉 |
| 宮田 平次郎 | 大橋 隆太郎 | 岡本 謙男 | 小野 亮哉 |
| 桂 忠雄 | 河村 宜介 | 神尾 敦民藏 | 吉村 隆彦 |
| 吉田 豊松 | 吉田 一 枝 | 吉川 芳三郎 | 秋田 貞之助 |
| 高津 六郎 | 高松長左衛門 | 竹井小野五郎門 | 竹野 宗助 |
| 谷 隆 空 | 田中 隆三 | 辻 衣 幸郎 | 永田 真雄 |
| 内 藤 正雄 | 中 務 平吉 | 中 梨 竹 源 | 永井 貞一 |
| 村 尾 壽明 | 廣瀬 貞治郎 | 村 田 忠 吉 | 野 崎 勇一 郎 |
| 大 日 宗 吉 | 中 島 隆 吉 | 中 島 隆 吉 | 八木 隆太郎 |



關東州支部春季總會

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 安井 景吉 | 丹山 忠次 | 松本 隆四郎 | 前田 繁好 |
| 松原 健一 | 松本 文一 | 藤原 光治 | 小泉 豊治 |
| 兒 一 善吉 | 後藤 山崎太郎 | 斎藤 文房 | 滝 義元次郎 |
| 糸 羽 隆 吉 | 岡田 井吉 | 作 道 三 郎 | 菊池 金次郎 |
| 木村 隆太郎 | 岸 本 芳 次 | 三浦 三 郎 | 三 島 隆 夫 |
| 高野 隆吉 | 神 尾 敦 男 | 正 田 辰 吉 | 引 野 秀 孝 |
| 森 芳 松 | 島 本 貞 夫 | 以上六十九名 | |

春季總會並に新人親迎會

關東州支部盛會に催す

四月十五日午後六時半より若狭町「きね川」に於て十六年度關東州支部春季總會並に第六十回秀麗會例會を開催したが同夜會するもの三十三名、總會といつても肩のこらない賑やかな合會である上に今回は同人八名の出席を得てその歓迎會を兼ねて久し振りの會だつた。

- 定例年井幹等赴つて總會開催を宜し昭和十五年度會計報告に移り、次いで(一)本年度名簿作成の件、(二)會員出征兵入營兵に對し慰問袋を贈るの件、(三)會費拂込の件などを附録、各案とも諸場異なく可決した。

ついで新人親迎會に移り、新人の自己紹介、支部長の挨拶などあつて、そろそろ隱し幕の出た頃は戦地へ贈る寄せ書きが何枚も出上つた、時間來に一同學飲齊唱會したのが十時過ぎであつた。

この日母校へ贈るべく記念撮影をしたが、昨年度席者の兩橋桐、秀島君が公用で遅刻、萩原君が同僚用で缺席され又久しぶりで出席された幸君が撮影に合はなかつたなどくれぐれも幹事の不行届を深謝る次第である。

本日出席者

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|-----------|
| 高 濱 直一 | 木村 盛八 | 泉山平太郎 | 秀島 公 |
| 川 野 隆 平 | 小 池 六 藏 | 高木 新一郎 | 中 谷 隆 |
| 伊 藤 弘 一 | 山 下 三 郎 | 藤 本 隆 三 郎 | 早 川 隆 四 郎 |
| 池 田 隆 一 | 幸 島 幸 一 | 幸 村 一 雄 | 前 川 隆 一 |
| 北 條 隆 藏 | 加 米 茂 隆 | 松 田 久 雄 | 京 川 隆 一 |
| 前 田 英 治 郎 | 前 井 三 郎 | 前 村 貞 明 | 竹 崎 隆 |

新入會員

落合 昇 奥田 秀行 生川 誠 木村 滋
中村 道貞 大橋 和夫 安原 茂定 藤 武
尚大連都市交通會社の城戸壽彦君も御多用中願を出して下さった事を感謝したい。

武笠幹雄君送別會

今度大連市の方を圓滿退職して北京の華北交通本社へ入社する事になつた武笠君を一席卓を圍んで送らうと云ふ事になつたので取敢へず部室の都合を聞いて見たが何處も満員なので結局海務協會で五月八日の七時から心ばかりの送別の宴を催した。

萬障繰合せて御集り下さつた校友十名は武笠君を圍んで久し振りの春雨を聴きながら友情細やかな一刻を過したのである。

平井君代表して昭和十四年御來連以來の武笠君の並々ならぬ功績を説へれば、武笠君たつて北支に於ける將來の抱負を語つてこれに對へ、母校の名譽のために奮闘せんこととの固き決心を披瀝し終りに學歌齊唱大いに壯途を祝して散會した。

當日の出席者

主賓 武笠君

室山、秀島、貴村、北條、萩原、李、吉村、寺田

荒川、平井、竹若の諸君

東京支部春季總會

新緑薫る昭和十六年五月十九日午後五時半日比谷公園内松本楼で校友會東京支部春季懇親會を開催した。

矢追先生も御出席になり新顔の校友も見へて互に久闊を述べ打解けて談笑するうち偶々、外交問題、統制問題等に花が咲いて若い頃の元氣そのまゝを示すなどする。

六時半開宴松澤支部長の挨拶について武田母校理事増山同監事の母校に關する詳細なる近況報告があつて校運の隆昌發展に皆面を輝かして祝福した次第である夫より各自立つて自己紹介に氣焔を擧げ和氣詠々の裡に閉會、散會したのは午後九時であつた。

出席校友諸氏は左の通り(出席順)

- 山口直三郎、米田 忠八、板橋 菊松、矢追 秀作
- 松澤 卓規、高部 和男、中村 隆藏、平岡種三郎
- 阿澄 秀夫、武田 宣英、永田宗太郎、諏訪富三郎
- 加邊 力、玉川 義隆、古田吉五郎、増山 忠次
- 多胡 重信、山本仲次郎、平井 正義、作間 耕逸
- 三森 武雄、塚本 重斌、野田房太郎、貴志 房廣
- 大村 喜覺

校友會の記

國都會新京支部

◇三月例会——國都會第二十二回例会を三月二十九日午後五時より大興ビル青葉グランドで開催した、同夜は三原支部長を初め志鼓幹事など意外の事故者が多く、特に電々勤務の諸氏は揃つて顔が見えず一抹の淋しさを興へたが論題「戦時下國防と人的資源増産問題」を巡つて議論百出、自然と妻帯者對獨身者の取組となりグランドの天井が抜ける程の大論戰を愉快に展開したが九時半一同仲良く起立して學歌を齊唱閉會した。

出席者——古川一雄、中林善三郎、大西幸夫、白石正義、伊藤祐昌、光田健一、大郎長松美、佐藤丈夫

以上

◇四月例会——四月二十六日午後五時半より電々グランドで開催、當日は佐藤君より支部宛「康徳七年度福昌公司」

配布せし族學

ほか協和運動などの批評討論が初まり、また協和會の北君の「協和運動とその實際」三原支部長の「翼賛運動の本質」など説明があり例会は恰ら講演會の觀を呈したが、座敷のちり鍋が煮え、志鼓、大郎長兩君あたりから水が入つた後は又爆笑の常會に變更、サービスマンの歡待又よく、笑ひ、食ひ、飲み、笑ひ……を續け十時學歌を齊唱して盛會裡に散會した。

出席者——廣瀨、光井、高松、三原、大北、志鼓、光田、江崎、岩崎、大郎長、伊藤、佐藤 以上

三十六年の昔を追憶

三、八、會

明治三十八年本校卒業生を以て組織された三八會は六月三日午後五時より東區備後町の綿業會館に會合を催したが、來會者京阪神在任の十六名、久々振りの會同とて頗る盛會を極めた。

机を並べ共に勉學にいそしみ或は壇上に口角泡を飛ばして論戰した三十六年の昔を追憶し感慨無量なものがあつた。

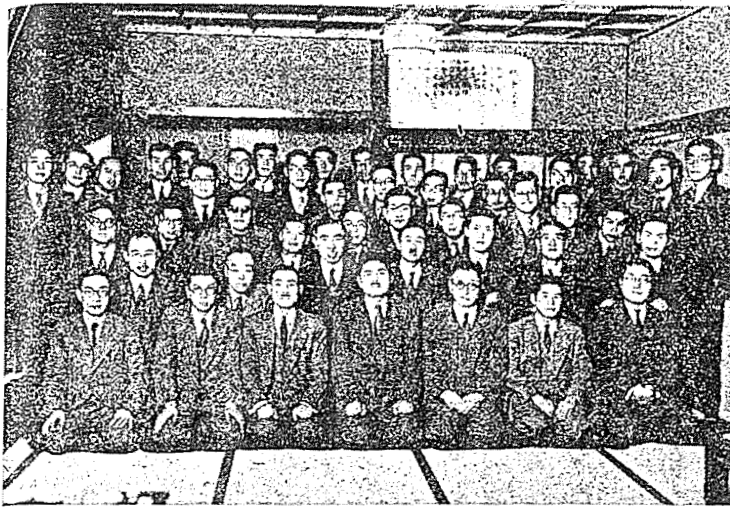
當時の青年は今では白髮の老人となつてしまつたが、何れも若者に劣らぬ元氣さで、宴に入つた、先づ石黒君の開會の辭あり、次いで各自己紹介ののち、酒宴に時を過ごし、平尾君の謠曲「國民進軍歌」に次で小林君得意の詩吟などあり十分の歡を盡し舊交を温めて散會したのは午後九時であつた。

出席者左の通りである。

石黒陽一、林諦次郎、西尾喜太郎、二宮鉄、尾登好三、吉川孝太郎、田邊官太郎、村上博二、中野彌三郎、村田瀧治、藥師寺一、小林正喜、佐藤菊水、平尾廉平、菊池勲、森塚圭城

神戸市役所 關大クラブ總會

去る五月十四日午後五時より、春風園に於て神戸役所關大クラブ總會を開催したが同日會するもの岡野、小西、原田、角田の各來賓諸氏をはじめ仁禮會長、友成副會長、今岡、藤野兩主事ほか約五十名の會員參加先づ開會の辭に初まり皇居遙拜、黙禱に續いて會長の挨拶、會務報告などあつて愈々宴たけなはといふ頃會員中からは餘興も飛び出す様な全く愉快な時を至極和やかに始終した。やうやく勢の靜まるを見て學歌齊唱、萬歳三唱について閉會したのは九時であつた。



金總ブラク大關所役市戸神

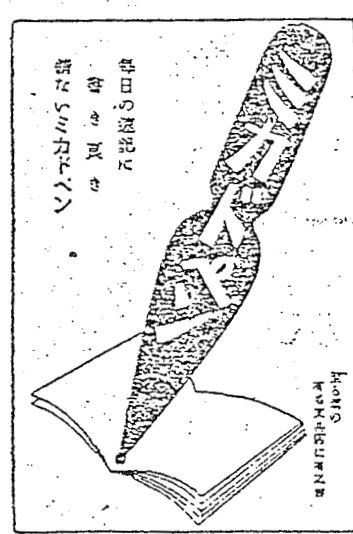
- 淺野 純一(昭十五專二法) 飯野海運産業會社吳支店に勤務、住所は同市兩城町二〇五
- 赤澤 利夫(昭十三專二法) 東部第二部隊に入隊
- 井上 謙一(昭十、大法) 兵庫縣川邊郡立花村水堂、日本機材會社に勤務
- 井上 樽藏(昭十五專一經) 蒙羅銀行調査課より蒙羅大同西大街九樓巷、同銀行大同分行に轉勤
- 井内 嘉美(昭十五專二法) 泉北郡和泉町府中一六四清水龜松方に轉居
- 池田 信一(昭十六專一商) 上海北四川路五二三號、華中鹽業股份有限公司總務部經理課に勤務、住所は上海閘行路二五七—二五九號
- 市川 勝(昭十五大經) 北部第十八部隊に入隊
- 遠藤 吉次(昭七、專經) 北支河北省石門市電報局街一四號に轉居
- 岡嶋 省三(昭十六大法) 日本通運會社に就職、大阪支都管業課派出員詰所に勤務、住所は東淀川區國次町三五〇、水口順一耶方
- 岡田 馨利(昭十五專二法) 滿洲國閩島省延吉縣圖們街銀河區銀河路二、圖們商工金融合作社貸付課に勤務住所は同銀河路第五牌十一號、森澤方
- 岡本 直正(昭十四專英) 堺市一條通三ノ二八に轉居
- 加藤 市耶(昭十六專二法) 北區堂島滋通二ノ一七、南洋起業會社に勤務
- 河田 一(昭十四專一經) 日本通運會社門司支部計算引換登錄より東京支都管業課に轉勤
- 木戸 孝三(昭八專一商) 東邦電力會社津支店上野營業所より同支店經理課に轉勤
- 岸本 忠雄(六十三專商) 京城府三坂通四一八に居住
- 黒田 一男(昭九專二商) 藤本ビルローカー證券會社
- 京城支店より奉天支店に轉勤、住所は同市大和區加茂町一七
- 小坂 克己(昭十、大法) 東京火災保險より日滿商會社奉天支店に轉職、住所は奉天市淺間町二ノ一七
- 佐々木義秋(昭十一大法) 河北省北冀南道臨城縣公署より無極縣公署に轉勤
- 阪口正一郎(昭十六專二法) 大阪鐵道局大阪保線事務所より姫路保線區に轉勤、住所は姫路市光源寺前町六五、大浦長次郎方
- 嶋田作二郎(昭十五專二經) 港區東田中町三ノ一一九、森清方に轉居
- 白井 種男(昭十五大法) 關西不動産を辭し計理士事務所を開業
- 杉原 衛(六十四專法) 北區北島町四七ノ二區五十一號に轉居
- 隅田儀三郎(昭十三專二法) 省線玉造驛より湊町運輸事務所庶務係に轉勤、丹波市假志會に駐在
- 會根 三郎(昭六、專法) 京城府蛤町二八に轉居
- 田中 辰雄(昭十二專二法) 滿洲輕金屬製造會社大阪事務所に勤務、住所は北區永樂町二〇、西村方
- 田中 正誠(昭十五專二經) 滿洲六三四部隊に入隊
- 高松 有為(昭十二大法) 五月六日應召解除
- 千葉 計次(昭十、大法) 關西急行鐵道會社に勤務
- 辻 精一(昭十專一商) 北區木幡町六六、二興商會に勤務
- 富山 忠三(六十三專經) 日本百貨店組合を辭職、鹿兒島實業學校に勤務、住所は鹿兒島縣始良郡重富村臨元二八二三
- 中村 正藏(昭八專一商) 太平火災海上保險より大日本莫大小製造工業組合聯合會に轉職、住所は伊丹市北小路一五二
- 新納 泰(昭十專一商) 港區東田中町七ノ六一ノ二に轉居
- 西岡 清一(六十五專商) 東京市蒲田區桃谷町五、日本化學機械會社に勤務、住所は同市大森區大森九ノ四五九五
- 服部 實(昭四、大法) 日本通運大阪支部より東京丸之内、郵船ビル内本社事業部業務課に勤務
- 平井 隆藏(昭七、專法) 神戸市灘區高羽老松云に轉居
- 平松 直一(昭十六專二經) 神戸市神戶區江戶町九五、山陽配電會社に勤務
- 廣瀬 實(昭九、專經) 住吉區田邊東之町四ノ二三一に轉居
- 増野 真貞(昭十二專一商) 山口縣土木課より商工課に轉勤
- 松井康治郎(昭十三專二經) 東京市下谷區谷中初音町四

Handwritten notes and signatures, including the name "斎藤 隆" (Saito Takashi).

東支用部事務令の号と号

ノ二一、労働メケナカテ再臨
 松本 正雄(昭三 大法) 次市川片山藤久(昭三)
 松山 正雄(昭三 大法) 豊田と改名、奉天交通會社に
 勤務、住所は同市北區區道五段五八三號
 宮口 幸司(昭九 二法) 大阪區裁判所より南京日本總
 領事館に勤務、住所は同市豊後四條若西橋二號會
 友會 幸雄(昭十四 大法) 大連市瀋陽街より北京市奉北
 交通會社(瀋陽)に勤務
 村內 秀一(昭十六 大法) 慶島文理科大学に入學
 村川 泉盛(昭三 二法) 中華民国河南省開封市西區大
 興街十六號、開封鐵路局青年隊に勤務
 平塚昇一郎(昭九 二法) 東京府物産局検査定員會を
 辭し三月二十四日より中華民国新會々務員に就
 任

- 改定名
- 昭九 六法 坂田 正雄 石井
 - 昭十一 大法 松山 正盛 石井
 - 昭十五 一法 豊田 正元 大村
 - 昭十六 一法 全 最貴 大村
 - 昭一 一法 松平 啓一
- 逝去
- 伊豆 豊七(昭十五 大法) 逝去
 - 鈴木 貞雄(昭十四 大法) 本年五月二十九日逝去、遺族は大阪市西區北區江通四ノ三(三)ノ子で
 - 中道 通(昭八 二法) 本年五月八日逝去
 - 菅田 芳穂(昭十六 三法) 五月二十三日北區北區町五ノ六に於て逝去
 - 高木 敬雄(昭十三 大法) 四月八日急逝、家族は西宮市
 - 豊田町五ノ六(父)豊田源之助氏
 - 諸親元次郎(昭三 二法) 四月二十八日逝去



(六頁、カーク) 牛津の學生(Clerk of Oxenford)は二十冊の書物をその枕頭に置くのを望んでゐた(Against)。しかし書物の入手の困難な代りに借りにしても一頁讀んだ本は現代人の想像以上によく暗記してゐたものと思はれる。かうした時代に古今の名句を縱横に引用編纂して一巻としたこの「メリヘウスの話」は當時豫想外に歡迎されたものと思はれる。恰も徳川時代に可人借教が傳耳に入り易く神佛齋を説いた心學派の道書やその書物で精神的要求を満したのと同様である。

チヨウサーがこの物語を自己として語らしめたのは、女性の價值をこれに置いてゐなかつたからと思はれるが、自己の文學的才能を否定した代りにチヨウサーは nominalist として獨特の地位をここに得てゐる。巡遊一行中には尼僧院長、教諭、修道士、托鉢僧、免難符賣り、尼符きの僧、第二の尼僧等教人の宗教家加つてゐる。序の歌(Prologue)に描かれた僧等は宗教家にまさりしからぬ者も多い。尼僧院長や第二の尼の殉教物語、或ひは牧師の散文での長い説教は各々勝手に適したものであるが、其他の者はその内容を暴論したり、或ひは宗教家らしからぬ物語をしてゐる。かうした物語の中に現つてチヨウサーの「メリヘウスの物語」は道徳的な機世訓として「牧師の物語」である説教と共に却つて民衆教化に志してゐるのは面白いことである。(1211-1212)

校友森本及雄氏の勞作

企業統制論を讀む

日支交渉の進展を以て國力の強さを如實に示して来た我國は、その經濟、政治の面に於て他國に比し甚だ緩慢な統制しか受けて來なかつた。これは寧ろ國民意識の戰爭遂行へ向けられた力も相當に考へられるが或はこれ以上に我が國經濟力の大ききによるものであると云へる。然し乍ら最近に於ける米米の經濟的包圍特に米國の對日政策の轉化、相對的關係にある歐洲大戦の擴大化について一日も安閑たる事は許容せられざる迄に深刻化して來た。我々の經濟力は米米の總額する如き薄弱なものではないとしても茲に於て今後百年の計の必要とせられるは勿論である。換言すれば此處に我々は一段と工夫を加へねばならなかつたのである。然らば我々の工夫に於てこの根柢となす過半の形態に如何であつたか、これは資本主義成熟期に於ける極度の利潤の追求に拘束せられた姿なのである。然し乍らこれ等制限を對する政策として最近二三年の間に斯くも豫想せられたるまでの統制が加へられたかといふにこれはやはり時代的な動きを以て徐々に前進して來たものである、特にその企業面に現はれた統制は興味あるものであらう。茲に我々は大學ニホンノミスト部編輯にかゝる統制經濟講座(七)中の森本雄氏持論の企業統制論を見てみよう。

この運動法則に従つてゐる。しかしこの運動は常に同一の方向を取つてゐるのではなく、むしろ辯證法的な變化となつて現はれるのである。「今日資本主義經濟と呼ばれる經濟機構が有する辯證法的相剋は第一に經濟上の秩序或はむしろ無秩序が内的諸矛盾を持つてゐるといふこと第二に生産事業が社會の上部構造と稱和してゐないといふことに胚胎してゐる」として現在の資本主義はこの相剋によつて十九世紀の資本主義とは明確に區別され得るに至つた、そしてその發展の面に於て一方では反資本主義的經濟機構の進出があり他は資本主義自體の變化を見る事が出來ると云ひ、そしてその後者に就いて特に最近の統制經濟と企業的面から見て企業統制の進むべき方向——或は窮極とするところは國家企業にある過程——を見てゆかんとする意圖にある。

本書は第一章生産力の發展以下第四章計費經濟下の企業に至る間企業の持つ性質とその統制より見た歴史的發展とを簡明に説明せられてあり第五章以下第七章にわたる間今後へ課せられた企業の問題就中小企業と綜合的經濟團體とに就いて述べられてゐる。

ともあれ、我が國國に育つた青年學者の眞摯な態度に敬服の念を察し得ない。因に著者は本學校友、昭和十一年東二經卒業後學部法科に學び十四年卒業と同時に大阪毎日新聞に入社現在ニホンノミスト部に在野。

編局輯編號習學日每文英

典辭語新日每

(送九料送) 錢十五圓壹價定

來出版年六十和昭刊新最

社版出阪大所行發

六ノ貳町本上區南市阪大

番六七六九・五七六九(電話)

番六〇五〇三阪大替換

校友會費御拂込通知

昭和十六年度校友會費の御納入時期が参りました。會則を改正して本會の強力化を計つて以來各位の絶大な御後援を得て着々その實を擧げて居ります。本年度は一段の發展を期して種々企業致して居りますが、それ等の財源はやはり皆様の御協力による會費に俟つ事は云ふまでもありません。而も本年より某金郵便の廢止により御不便でありませうが、振替用紙で御手数數乍ら御拂込み願ひます。尚會員名簿の正確を期するため勤務先、住所など御移動の節は御一報下さい。御知友の御心當りがありましたら御面倒乍ら御通知下さらば幸甚です。

昭和十六年六月

關西大學校友會

振替六阪五五九四番

校友會費拂込者氏名 (その二)

- 一時拂
平福 翠一 森 芳松
昭和十七年度會費
足立巴 尊夫 中野 敬天
昭和十六年度會費
河部 信雄 青木 敏行
秋田 文三郎 淺田 憲康
藤生 崇信 足羽 孝明
荒川 昭富 井内 博
飯沼 伴次 池尻 大八

Table with multiple columns listing names and addresses of alumni members. Includes names like 石原 大郎, 岩井 孝一, 小川 貞夫, etc., and their respective locations.

商工經營研究會編

最新刊



規格別B六函入
定價 貳圓五拾錢
送料 拾四錢

政府は目下の緊迫した國際情勢の推移に鑑み貿易統制に伴ふ外國爲替の戰時體制化を強化し、今後の變轉極りなき國際政局に對處して之が爲替政策の圓滑なる運行に資する爲義に第七十六回帝國議會に於て從來の外國爲替管理法を全般的に大改正を斷行するに至つたのである。

從來の外國爲替管理法に基く昭和八年七號省令外國爲替管理法に基く命令の件、同八號外國爲替管理法に關する施行手続及昭和十二年省令第一號外國爲替管理法に基く臨時措置に關する件は種々規定上に不統一、重複するものもありて之が理解に不便なりしたため茲に、之を整理統合して前に「外國爲替法施行規定を公布すに至りたるが、同施行規則が從來の命令に對して改正せられたる主なる點は大體次ぎの如きものである。

- (イ) 從來不要許可なりしもの、取締強化(七號省令第四號第二號第三、四號、及六號等)
 - (ロ) 銀行を經由する送金行爲の取締強化
 - (ハ) 我在外財産の喪失を防止すると共に之が増加策を計るための取締規定の強化
 - (ニ) 爲替ブローカーの監督、指導に依る許可制の施行
 - (ホ) 報告店の新なる徵求及報告申請書式の簡易化
- 以上の如き改正要綱を中心として從來の規定中空文又は不用化したるものを夫々改廢又は緩和して業者の取引上の利便と事務の簡易化を圖り義に公布の在外凍結財産調査規則と相俟つて緊迫せる國際情勢に處する態勢を茲に完備することゝなつたのである。
- 本書は、此等大改正を施したる爲替管理法を逐條的に問答式に平易に解説したると共に之が實際手續並に同法の適用方針を明にし改正外國爲替管理法の理解の利便に供さんとしたものである。貿易業者銀行業者並に關係業者の愛讀を乞ふ次第である。

昭和十六年六月十五日發行 昭和十六年學費第九十號

株式會社

大 同 書 院

東京駿河臺中央大學前
電話 三三二一八
電話 二二二二田

大阪區南區
電話 一三一五
電話 九六六七
電話 七三五五
電話 二二三二